

2025年12月23日

各 位

株式会社西京銀行

## 貸金庫規定の改定について

西京銀行では、金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、マネー・ローンダリング管理態勢の強化と貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

また、弊行は貸金庫サービスにおいて、2025年5月12日に新規受付を終了し、2027年9月30日でのサービス終了を公表しております。

何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定（カード方式）

#### 2. 改定内容

##### (1) 主な改定内容

- ① 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと等

##### (2) 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ① 日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 前①と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは[日本銀行HP](#)をご確認ください。

#### 3. 新旧対照表

- ・ 【別紙】「新旧対照表」のとおり改定いたします。
- ・ 全条項は当行HP「取引規定集」をご参照ください。

#### 4. 規定の改定日

2026年4月1日（水）

#### 5. ご留意事項

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回、ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

以上

## 「貸金庫規定（カード方式）」新旧対比表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

現行	改定後
<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることができます。</p> <p>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納できません。</p> <p>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</p> <p>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</p>
<p><u>(新規追加)</u></p>	<p>2. 利用目的の確認</p> <p>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱するがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</p> <p>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</p> <p>(3) 前項または前々項において、正当な理由なく対応されない場合は貸金庫の利用を制限する場合があります。</p> <p>(4) 前項に定める利用の制限について、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の不正利用のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は貸金庫利用の制限を解除します。</p>
<p>2. 契約期間等</p> <p>(略)</p>	<p>3. 契約期間等</p> <p>(略)</p>
<p>3. 使用料</p>	<p>4. 使用料</p>

現行	改定後
(略)	(略)
<u>4. 鍵の保管</u> (略)	<u>5. 鍵の保管</u> (略)
<u>5. 貸金庫の開閉等</u> (略)	<u>6. 貸金庫の開閉等</u> (略)
<u>6. 貸金庫取引印及び届出事項の変更等</u> (略)	<u>7. 貸金庫取引印及び届出事項の変更等</u> (略)
<u>7.</u> 利用カード、利用貸金庫の正鍵の喪失時及び利用カードの暗証番号の忘失等の取扱い (1) 利用カードもしくは正鍵を喪失した場合あるいは利用カードの暗証番号を忘失した場合は、直ちに書面により当行の本支店により届出ください。なお、本項の届出及び <u>第6条2項</u> の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (略)	<u>8.</u> 利用カード、利用貸金庫の正鍵の喪失時及び利用カードの暗証番号の忘失等の取扱い (1) 利用カードもしくは正鍵を喪失した場合あるいは利用カードの暗証番号を忘失した場合は、直ちに書面により当行の本支店により届出ください。なお、本項の届出及び <u>第7条2項</u> の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (略)
<u>8. 暗証照合、印影の照合等</u> (略)	<u>9. 暗証照合、印影の照合等</u> (略)
<u>9. 損害の負担等</u> (略)	<u>10. 損害の負担等</u> (略)
<u>10. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この貸金庫は、 <u>第11条第3項第1号</u> 、 <u>第2号AからE</u> および <u>第3号AからE</u> のいずれにも該当しない場合に使用することができ、 <u>第11条第3項第1号</u> 、 <u>第2号AからE</u> および <u>第3号AからE</u> の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	<u>11. 反社会的勢力との取引拒絶</u> この貸金庫は、 <u>第12条第3項第1号</u> 、 <u>第2号AからE</u> および <u>第3号AからE</u> のいずれにも該当しない場合に使用することができ、 <u>第12条第3項第1号</u> 、 <u>第2号AからE</u> および <u>第3号AからE</u> の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
<u>11. 解約等</u> (1) 本契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵及び利用カード、並びに取引印を持参し、当行所定の手続をしたうえ利用貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか <u>第6条2項</u> 及び <u>第7条</u> に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでも本契約を解約することができるものとします。借主は、当行から解約の通知を受けた場合、直ちに前項と同様の手続をしたうえ利用貸金庫を明渡してください。 <u>第2条</u> により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とし	<u>12. 解約等</u> (1) 本契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵及び利用カード、並びに取引印を持参し、当行所定の手続をしたうえ利用貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を喪失した場合に解約するときは、このほか <u>第7条2項</u> 及び <u>第8条</u> に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでも本契約を解約することができるものとします。借主は、当行から解約の通知を受けた場合、直ちに前項と同様の手続をしたうえ利用貸金庫を明渡してください。 <u>第3条</u> により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とし

現行	改定後
<p>ます。</p> <p>①借主が使用料を支払わないとき      ②借主について相続の開始があったとき      ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与える、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき      ④当行の店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき      ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき  <u>(新規追加)</u></p> <p>(3) (略)      (4) (略)      (5) (略)      (6) 第1項から第3項の利用貸金庫の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を利用貸金庫の明渡しの日に<u>第3条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。      (7) (略)      (8) (略)</p> <p><u>12. 貸金庫の修繕、移転等</u>      (略)</p> <p><u>13. 緊急措置</u></p>	<p>ます。</p> <p>①借主が使用料を支払わないとき      ②借主について相続の開始があったとき      ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与える、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき      ④当行の店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき      ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき      ⑥<u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u>      ⑦<u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u>      ⑧<u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u>      ⑨<u>第2条第3項に定める貸金庫の利用制限に係る事象が一定期間解消されない場合</u>      ⑩<u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u>      (3) (略)      (4) (略)      (5) (略)      (6) 第1項から第3項の利用貸金庫の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を利用貸金庫の明渡しの日に<u>第4条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。      (7) (略)      (8) (略)</p> <p><u>13. 貸金庫の修繕、移転等</u>      (略)</p> <p><u>14. 緊急措置</u></p>

現行	改定後
(略)	(略)
<u>14. 貸渡、転貸等の禁止</u> (略)	<u>15. 貸渡、転貸等の禁止</u> (略)
<u>15. 保証人</u> (略)	<u>16. 保証人</u> (略)
<u>(新規追加)</u>	<u>17. 規定の変更</u> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>